

はじめに

福島県のイノシシは、阿武隈川以東の地域において長い間安定的に生息していたが、平成6年頃を境に個体数は増加傾向を示し、阿武隈川以西の地域に生息域を拡大している。それとともにイノシシによる被害は増加し、福島県における獣害のうち面積、金額ともに7割を占めるようになった（福島県「イノシシ管理計画」より）。

この最中、平成23年に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故のため、福島県内の沿岸部を中心とする市町村に避難指示区域が設定され、住民が居住しない地域が広範囲に渡って生み出された。当該地域では避難指示の解除が順次なされているものの（図1参照）、長期間に渡り住民が不在の状況が継続した結果、避難12市町村では、市街地において野生鳥獣被害、とりわけイノシシによる不在住居への侵入や、庭先や畑の掘り返し等の住宅被害が多発するようになった。さらに、昼行性など大胆な行動への変化、個体数の大幅な増加などが進行し、住民の不安が増幅され、帰還への大きな阻害要因となっている。

住民の帰還をより一層促し、平穏な生活を取り戻すためには、除染や社会インフラの整備だけでなく、人の生活空間から野生動物を排除して人身被害の発生するリスクを最小限にし、生活への不安を払拭することが必須課題となっている。そのためには、地震や原発事故により希薄となった地域住民同士のつながりを取り戻しながら、総合的かつ広域的な鳥獣被害対策を推進することが必要である。

この対策をより効果的なものとするためには、帰還状況に応じた実現可能な対策を選択するとともに、その対策を持続していくための人材育成や実施体制の確立が求められる。

避難指示区域の概念図(平成29年4月1日時点)

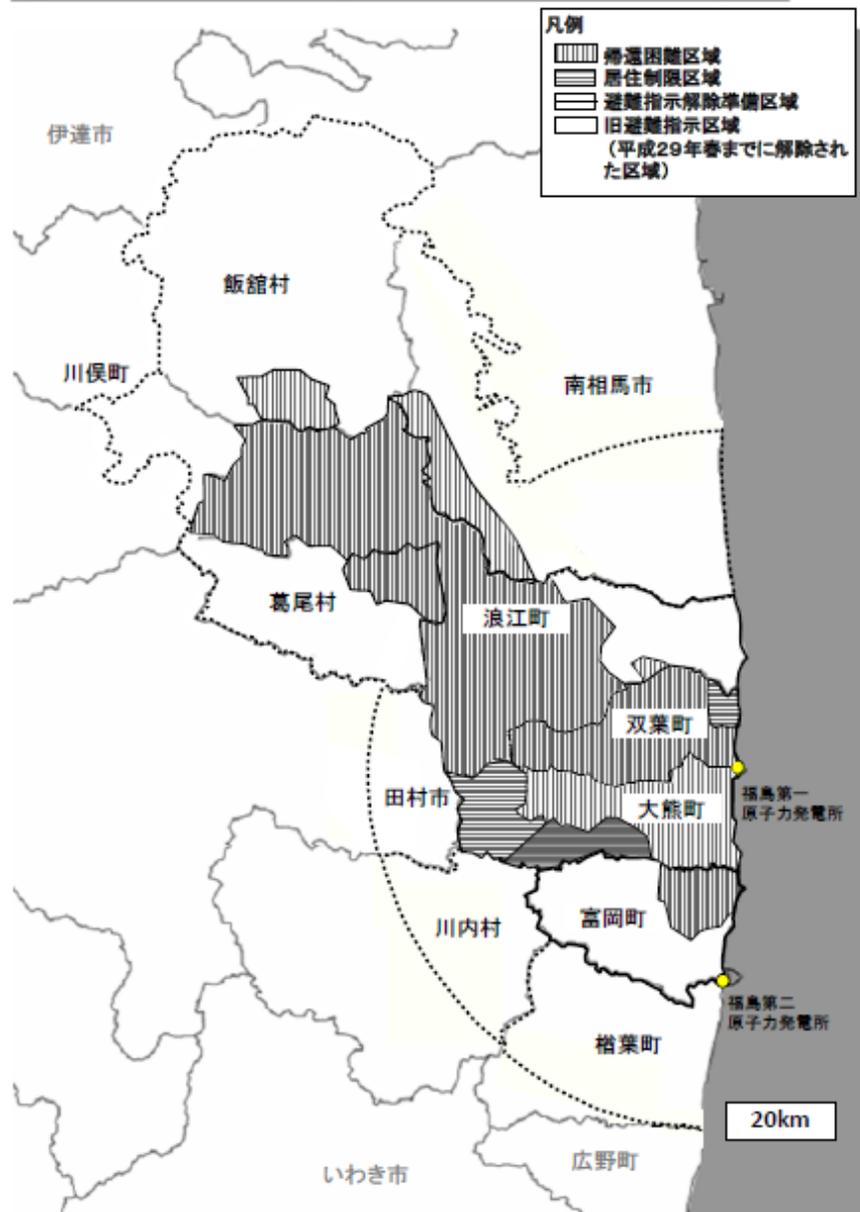


図1 避難指示区域の概念図(平成29年4月1日時点)

(出典: 経済産業省 HP)

当マニュアルの目的

住民の帰還に際して、あるいは帰還後の住民が安定した生活を維持することに関して、イノシシは以下のような多様なリスクを発生させると考えられる（図2）。

このようなリスクに対する総合的対策を推進し、避難12市町村の個別計画の推進と人材育成に活用することを目的として、技術マニュアルを作成した。

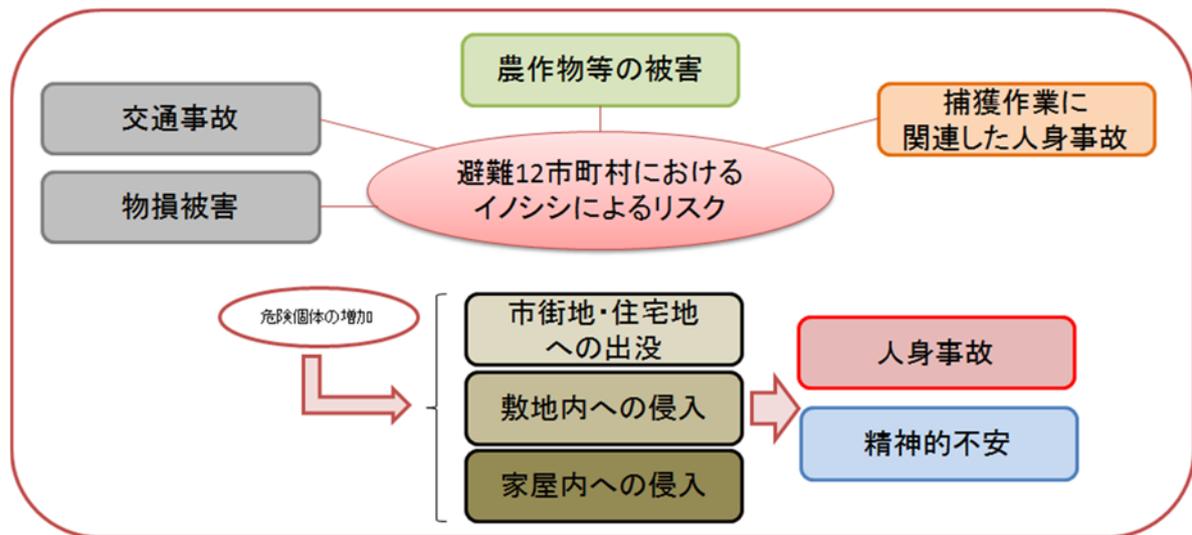


図2 イノシシによる多様なリスク

各技術マニュアルの位置付けとマニュアルの使い方

当技術マニュアルは、Ⅰ基本知識、Ⅱ集落診断技術マニュアル、Ⅲ環境整備技術マニュアル、Ⅳ柵設置・管理技術マニュアル、Ⅴ捕獲技術マニュアル、Ⅵ人身事故防止マニュアルの6つから構成されている。

Ⅰ基本知識は、各技術マニュアルを運用する上で最低限必要となるイノシシに関する基礎知識である。Ⅱ集落診断技術マニュアルは、現状把握と総合的な被害対策を検討する上で必要な知識・技術をまとめたもので、イノシシによる被害を効率よく防除するための主軸となるものである。

イノシシによる被害に対する個別の対策技術として、Ⅲ環境整備技術マニュアル、Ⅳ柵設置・管理技術マニュアル、Ⅴ捕獲技術マニュアルを作成した。これら3つの個別の対策技術を、いつどこでどのように実行するかについては、Ⅱ集落診断技術マニュアルが基本的な考え方となる。そして、避難区域で新たに問題となっている住宅地へのイノシシの出没の課題に対して、帰還住民の人身事故防止のための基本的な知識・技術をⅥ人身事故防止マニュアルとしてまとめた。

住民の帰還状況、営農活動の規模や、イノシシの生息状況及び被害状況の程度によって、これら技術マニュアルの必要となる内容や優先順序は異なる。避難12市町村の各地域におけるこれら「人・営農・イノシシ」の3つの要素の程度は一樣ではなく、それぞれの状況に応じてマニュアルを使い分ける必要がある。

例えば、既に帰還した住民が多く、営農が再開されている地域で、イノシシによる農業被害が発生している地域では、営農や人々の安定した生活を維持することを目的として、イノシシの管理を進める必要がある。この場合は、集落診断により課題を抽出し、柵設置・環境整備・捕獲の3つの対策を効率よく組み合わせて、被害を長期的に抑制していくことが求められる。

一方、これから帰還が本格化する地域で、住宅地にイノシシが多数生息しているような地域では、第一に人身被害を防止するための知識や対策が必要であり、柵設置・環境整備・捕獲の対策の目的も、農業被害対策とは異なってくる。

避難12市町村における課題は、住民の帰還とイノシシとの軋轢から生じる生活環境被害・精神的被害・人身被害等と、住民の営農活動とイノシシとの軋轢から生じる農業被害に分類される。これらの被害は、住民の帰還状況や、営農活動の状況、イノシシの生息状況によって被害の質や量が変化する。

ここでは、イノシシに関する課題の程度を、住民の帰還状況とイノシシの生息状況による「ヒト・シシフェーズ」と、営農活動とイノシシの生息状況による「営農・シシフェーズ」の2つのフェーズに分類した（図3～5）。

イノシシ対策の方針は各フェーズにより異なるが、全体的な対策の進め方と各技術マニュアルの位置付けは、図6の通りである。



図3 ヒト・シシフェーズと、営農・シシフェーズ

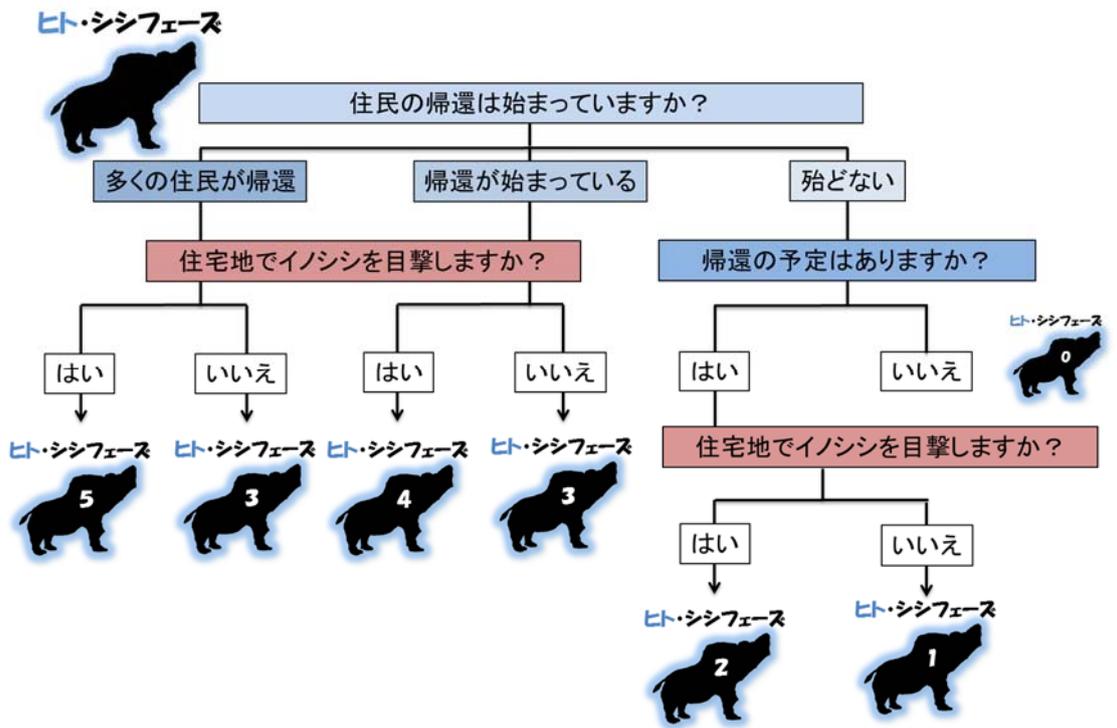


図4 ヒト・シシフェーズ

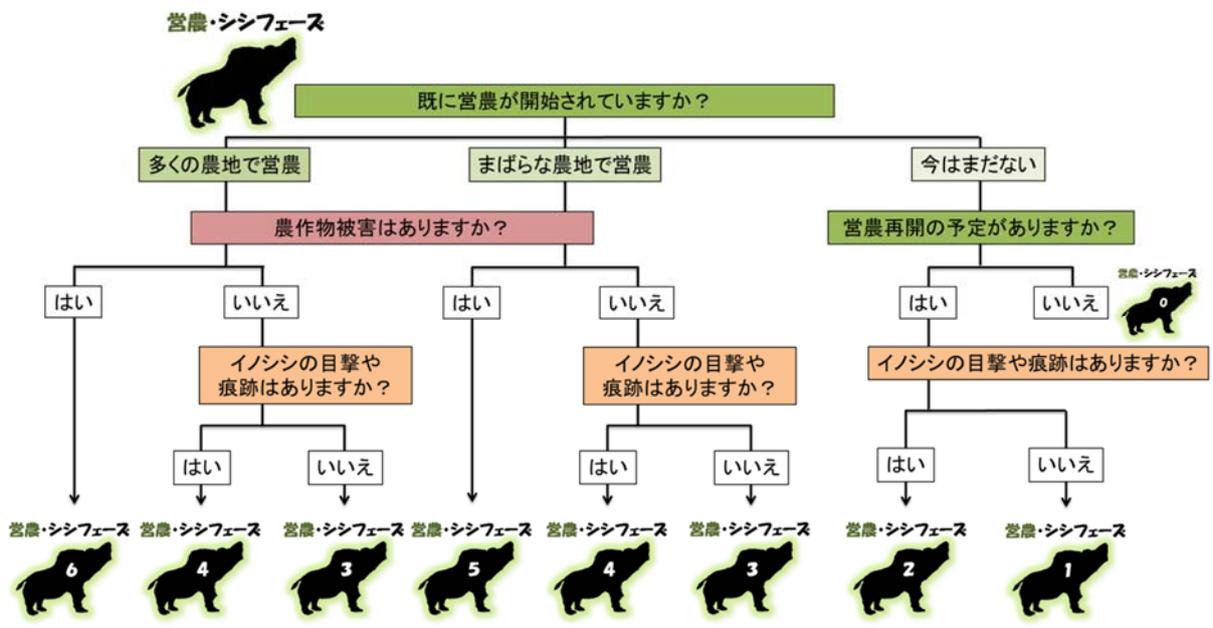


図5 営農・シシフェーズ

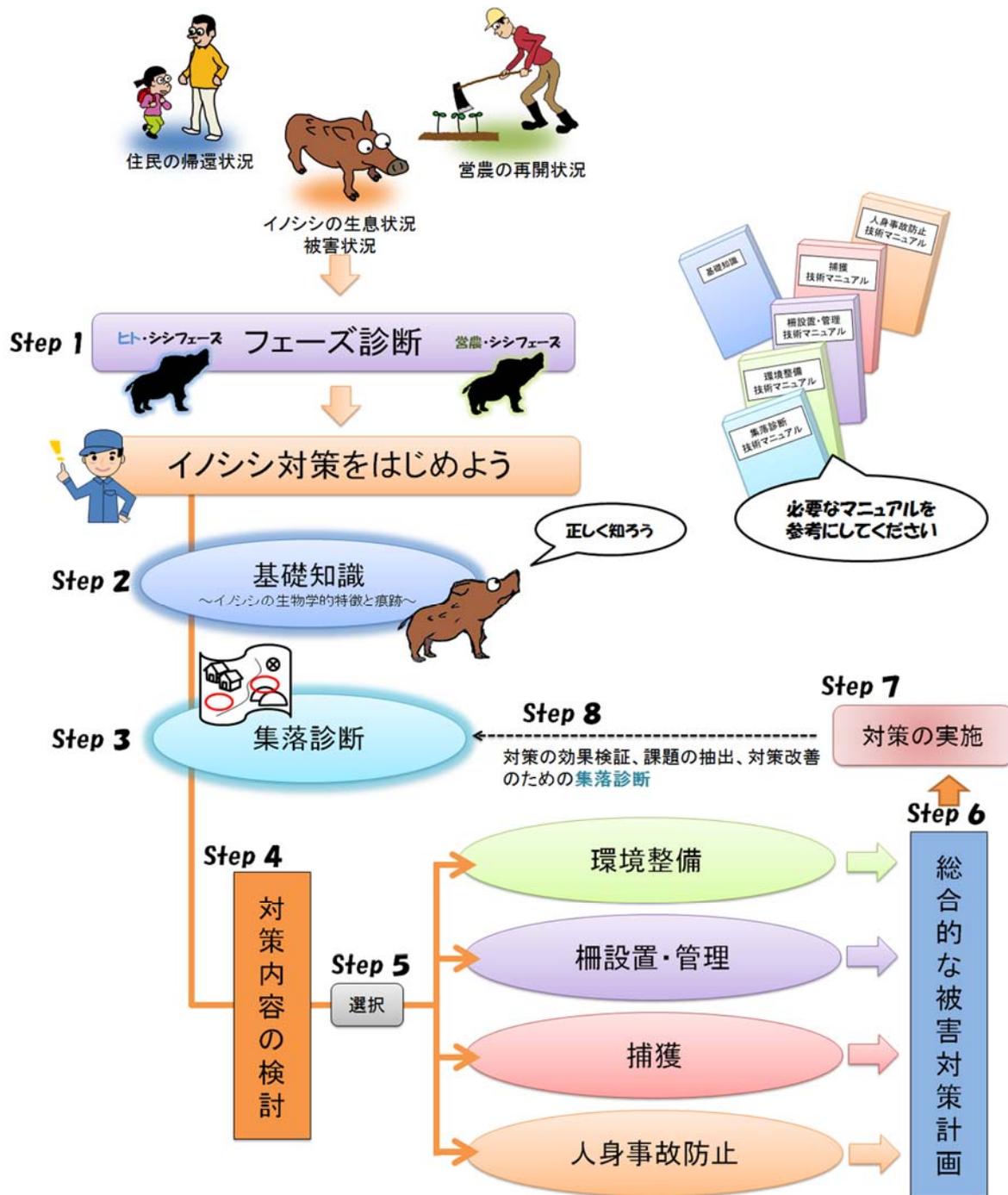


図6 イノシシ対策の進め方と技術マニュアルの位置付け

それぞれのフェーズで実施すべき基本的な対策方針と参照すべき技術マニュアルを表 1～2 に示す。

表 1 ヒト・シシフェーズ別の優先対策と参照すべき技術マニュアル

ヒト・シシフェーズ	帰還	イノシシ生息	イノシシ対策方針	技術マニュアル
0	予定なし	—	—	—
1	予定あり	生息なし	現状把握 必要に応じて予防的対策	I～V
2	予定あり	生息あり	現状把握 予防的対策(緊急的対策)※	I～V(VI)※
3	少数～多数	生息なし	現状把握 必要に応じて予防的対策	I～V
4	少数	生息あり	現状把握 緊急的対策	I～VI
5	多数	生息あり	現状把握 緊急的対策	I～VI

※帰還予定者の数や予定時期、イノシシの生息状況によっては、人身事故を予防するための緊急的対策が必要な場合がある

表 2 営農・シシフェーズ別の優先対策と参照すべき技術マニュアル

営農・シシフェーズ	営農	農作物被害	イノシシ生息	イノシシ対策方針	技術マニュアル
0	予定なし	なし	—	—	—
1	予定あり	—	なし	現状把握 必要に応じて予防的対策	I～II
2	予定あり	—	あり	現状把握 予防的対策	I～IV
3	少ない～多い	なし	なし	現状把握 必要に応じて予防的対策	I～II
4	少ない～多い	なし	あり	現状把握 予防的対策	I～IV
5	少ない	あり	あり	現状把握 被害対策	I～V
6	多い	あり	あり	現状把握 被害対策	I～V

